

平成26年松茂町議会第3回定例会会議録

第2日目（9月10日）

○出席議員

- 1 番 立 井 武 雄
- 2 番 佐 藤 道 昭
- 3 番 原 田 幹 夫
- 4 番 一 森 敬 司
- 5 番 佐 藤 富 男
- 6 番 池 添 英 明
- 7 番 一 森 康 雄
- 8 番 吉 崎 民 二
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 森 谷 靖
- 12 番 藤 枝 善 則

○欠席議員

- 9 番 新 保 勲

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	森一美
産業建設参事	吉成均
民生参事	米田利彦
教育次長	小倉宝積
企画財政課長	吉田英雄
総務課長	大迫浩昭
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
建設課長	井上雅史
水道課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	古川和之
議会事務局係長	入口三恵子

平成26年松茂町議会第3回定例会会議録

平成26年9月10日（第2日目）

○議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

春 藤 康 雄 議員

環境美化の推進と景観の保全について

一 森 康 雄 議員

（1）松茂農協の合併について

（2）空き家対策について

佐 藤 富 男 議員

（1）迷惑防止条例の制定について

（2）空き地の管理について

日程第2 議案第37号 松茂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第3 議案第38号 松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第4 議案第39号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

日程第5 議案第40号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第41号 平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第42号 平成26年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第43号 平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第44号 平成26年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第45号 平成26年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

号)

日程第11 議案第46号 平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算(第1号)

平成26年松茂町議会第3回定例会会議録

第2日目（9月10日）

午前10時00分再開

○議会事務局長【古川和之君】　ただいまから平成26年松茂町議会第3回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、藤枝議長からご挨拶がございます。

○議長【藤枝善則君】　おはようございます。四国地方ではようやく秋晴れが戻ってまいりました。大気も安定し、当分、秋晴れが続くようでございます。

昨日は、テニスの4大会の1つで全米オープン、錦織圭選手が決勝進出と。日本人で初めて決勝に進出したわけでございます。日本中を興奮の渦に巻き込みました。惜しくも準優勝になりましたが、日本テニス界においては歴史的な快挙であります。次の全豪オープンに期待したいと思います。

さて、本日は、行政に対する一般質問の日でございます。

質問方式を一問一答方式に変えて2回目であります。通告した質問項目1つにつき、5回まで質問できるということになっております。ふなれな方もおられるかと思いますが、議論が深まることを期待いたしまして、冒頭の挨拶といたします。

○議長【藤枝善則君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【藤枝善則君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

○議長【藤枝善則君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました10番、春藤康雄議員にお願いいたします。10番、春藤康雄議員。

○10番【春藤康雄君】　議長からご指名がございましたので、私が通告してまいります一般質問に入らせていただきますが、その前に、平成26年8月20日未明に、広島市北部に発生いたしました集中豪雨により、甚大な土砂災害が発生し、犠牲になられた皆様

方に対しまして、心から哀悼の意を表するとともに、被災された皆様へ心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復興・復旧を心よりお祈り申し上げます次第でございます。

それでは、通告してございます本題に入らせていただきます。

質問は、環境美化の推進と景観の保全についてであります。

最近、私が自転車や車を運転しているときによく目につくのが、道路の端に無残にも投げ捨てられておる空き缶や空き瓶、そして、たばこの吸い殻等であります。どこにでも見られる光景でございますが、道路の分離帯の空き地やその道路の植え込みの中、また、さらに、水路の中とか、バス停、待合所、公園等に、ごみ箱があるのにもかかわらず、ありとあらゆるところに無造作に捨てられておるのが現状でございます。道路に面している田畑などにも、空き缶、空き瓶が投げ捨てられ、農作業の際の支障ともなっております。

多数申し上げたこんな行為をした者に対しましての罰金を科す条例が、九州の福岡県・久留米市において、久留米市環境美化促進条例として施行されております。この条例の内容の、「何人も、他人が占有する場所又は公共の場所に、ポイ捨てをしてはならない」という、違反行為を行い、命令に従わない場合には、3万円以下の罰金に処するというものでございます。さらに、「飲料販売事業者は、飲料容器を回収するために適当な場所に、回収容器を設置しなければならない」、それに違反行為を行い、命令に従わない場合は5万円の罰金に処すというものでございます。

そこで、松茂町においては、徳島県の空と陸の玄関として、徳島阿波おどり空港と高速バスターミナルがあります。この交通の要衝であります松茂町を訪れた方々が、ごみの少ない、本当に美しいきれいな町だなど、そういう印象を与えていくのも重要な課題の1つと思っておるところであります。

そこで、本町においても、環境美化等の保全についての条例等が施行されておりますが、その取り組みについて、少々伺ってみたいと思います。

まず、第1点としまして、空き地や空き家で十分な維持管理ができない場合、雑草や樹木等の繁茂により、害虫発生や不審火による火災発生の危機性が高くなり、防犯上も問題であろうし、また、不法投棄やポイ捨てを誘発し、住民の生活環境に悪影響を生ずる可能性が高くなるのではないのでしょうか。

良好な景観の形成及び環境美化の促進等について規定をしている当松茂町環境基本条例第16条及び第19条について、どのように取り組んできているのか、お伺いをいたします。

次に、第2点として、本年8月21日付の徳島新聞の朝刊で記載された石井町は、本年4月以降の固定資産税の納税通知のうち、四国外在住者に、土地・家屋の良好な管理のお願いの文書を同封したという記事が載っておりました。本町も、固定資産税の納税通知を郵送する際に、四国外在住者と言わず、松茂町外在住者にも、土地・家屋の良好な管理と環境美化に関するお願いの文書を同封したらいかがなものかと提案をしておきます。手間はかかると思いますが、郵送料は無料だと聞いております。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

また、第3点として、特定美観地域の指定についてでございますが、これは、その地域の美観の形成において、空き缶、空き瓶、吸い殻等の散乱を防止する必要があると認められる地域について、町内の主要な幹線道路である国道11号線、国道28号線や県道空港線について、特定美観地域として町長が指定してはどうか、提案をしておきます。

以上で私の質問は終わりますが、ご回答によりまして、再度質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 吉成産業建設参事。

○産業建設参事【吉成均君】 それでは、私の方から、春藤議員のご質問についてご答弁申し上げます。

まず、1点目のご質問でございますが、松茂町では、松茂町環境基本条例により、環境の保全及び創造について、基本理念を定めております。その基本理念とは、町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生を確保することであるとうたっております。この基本理念のもとで、町は環境に配慮した施策を行っているものであります。

環境基本条例第16条では、環境に配慮した良好な景観をつくること及び歴史的、文化的遺産の保全と活用を図ることとしております。

そして、同条例第19条では、環境美化の促進及び美観の保護を図るため、廃棄物の不法投棄及び散乱の防止等の施策を講ずることとなっております。

平成16年3月に策定いたしました松茂町環境基本計画におきましても、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全、環境美化の推進を基本施策に掲げております。

まず、条例第16条の良好な景観の形成等につきましては、町は、公共施設はもちろんのこと、新たな建築物の建築に当たっては、都市計画法や建築基準法、文化財保護法などによる規制があるため、歴史的文化的遺産の保全に努めながら、周辺の景観との調和に配慮す

るよう周知しているところでございます。松茂町内におきましては、月見ヶ丘海浜公園は、県の施設ではございますが、周囲の自然との調和を図った施設であると思えます。また、松茂運動公園内成人の森にありました豊久開基碑を、地元豊久に昨年移設いたしまして、自然への配慮のもと、歴史的文化財の保護に努めているところでございます。

第19条の環境美化の促進等につきましては、残念ながら、不法投棄や空き缶、ペットボトル類のごみのポイ捨てが、国道等の分離帯や歩道、河川等において見られるのが現状です。また、空き地等で雑草が繁茂いたしますと、ごみがポイ捨てされやすい状況になってまいります。

町といたしましては、これを解消・防止していくため、松茂町あき地等の環境保持に関する条例、いわゆる草刈り条例によって、空き地の適正管理を周知したり、不法投棄禁止の立て看板の設置や町職員等による環境パトロール、環境美化作業員による清掃作業、あるいは町内一斉清掃など、地域自治会関係者のご協力を賜りながら、美しいまちづくり活動に取り組んでいるところでございます。

2点目の、固定資産税の納税通知書に、土地・家屋の良好な管理と環境美化に関するお願いを同封してみてもどうかというご質問でございますが、町では、松茂町あき地等の環境保持に関する条例によりまして、管理不良状態となりました空き地等が、近所にお住まいの方からの情報提供や町の環境パトロールにより発見された場合、職員が現地を確認した上で、土地の所有者等に対しまして、適正な管理のお願いの文書を郵送しております。

通知が届いた所有者の半数近くの方には刈り取りの対応をしていただいております。ある程度の成果を上げているものと考えておりますし、雑草等の送付件数も毎年数十件でございますことから、松茂町あき地等の環境保持に関する条例に基づいた対応を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

3点目の、環境美観地域の指定をしてはどうかのご質問でございますが、松茂町におきましては、町内全域で環境美化に取り組んでおります。国道・県道に関しましては、部分的ではございますが、アドプト運動といたしまして、町内の企業や団体が清掃活動を定期的に進めていただいております。

また、町民の皆様から、空き缶等が道路に散乱しているとの情報をいただきましたら、町から、国・県の道路管理者に連絡いたしまして、早急に清掃等の環境美化に取り組んでいただくよう要望してまいります。

町道等におきましては、町の環境パトロール職員が町内を循環し、パトロールを行って

おりますので、不法投棄や缶・瓶等のポイ捨てを発見いたしましたら、即座にごみを回収するとともに、町民の皆様からのごみの散乱の情報がありましたら、迅速に環境美化作業員が対応できるような体制を整えております。

松茂町の環境美化に対しましては、国道・県道については道路管理者が、町道につきましては、本町の環境パトロール職員等が環境美化に対応するとともに、ポイ捨ては道路利用者のモラルによるところでございますので、利用者のモラル向上につながる施策、具体的には、地域の会や町で行う各種団体の会など、機会あるごとに文書でお願いをいたしましたり、広報等を利用した啓蒙活動、不法投棄禁止看板の設置をさらに積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【藤枝善則君】 春藤康雄議員。

○10番【春藤康雄君】 お答えをいただきましたが、再度、質問させていただきます。

先ほどご答弁のありましたことについては、また、環境美化の取り組みについてのご答弁もございます、環境パトロールについてもありましたが、その内容に少し欠けている点があると思う。

職員による環境パトロールや清掃作業、各自治会の一斉清掃の取り組みなど、よく頑張っていることは十分わかっております。しかしながら、主要幹線沿いについては、残念ながら、旧態依然と、空き缶などのポイ捨てが目についておるのが現状です。町民が捨てているのではなく、道路を通行している他の市町村の方々だと思っておるところでもあります。そのことは、住民のモラルの問題であって、身近な環境とモラル、これも経済大国日本の失ったものの1つであろうかと思うところです。

また、公権力による罰則によってなくなるものではないと思うし、そのためには、住民のモラルをどのように向上させるかということについて、行政が指導していくのが重要だと思っておるところでもあります。

そこで、どのようなモラル向上のための政策を考えておられるのか、町長のご所見を伺ってみたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長【藤枝善則君】 広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 私から、春藤議員さんの、町民のモラルという題で、これは一番難しいことだろうと思いますが、皆さん、道徳とか倫理とか、そういうことが欠けておる人がポイ捨てをするんだと思いますが、やはり、これは地道に物事を進めていかないか

んなと考えております。

そのためにはどうしたらいいかということでございますが、やはり、条例やそういうようなものをこしらえて縛るより、人間の持つとるよさを引き出してやるというのが行政の1つの大きな役目でもなかろうかと考えております。そのためには地道な啓発活動が特に必要であると考えております。

啓発活動を続けながら、ごみ等のポイ捨てはしてはいけないと、社会生活に反する行為をしてはいけない、そういうことをわかってもらえるように辛抱強く広報活動を続けていくのが、今の条例をこしらえなくしてもやっていけるようなことだろうと思いますし、先ほど議員からもご指摘があったように、特に、国道・県道のポイ捨ては、自動車からのポイ捨てが多い、町内でなしに、町外からの人のポイ捨てであろうと、大半がそうであろうと、松茂の人でなしに、県外ナンバーとかそういうところも大分あるようでございます。

特に、交差点でストップして信号待ちしよるときに放ったり、そういうところにはたくさんのごみがあります。そういうことは、先ほど言いましたように、国の方の管理、また県の方の管理者に連絡をして、交通量の多いところでございますが、危険性があるので、しっかりと対応しながら、ごみの回収をしてもらいたいと思います。

そういうことを続けながら、松茂町内でのそれ以外のごみを捨てられやすい場所につきましては、看板を設置したり、また、ごみを捨てないように、呼びかけてまいります。

そして、「広報まつしげ」、防災行政無線、ホームページ等を利用しながら、ごみのポイ捨てだけでなしに、松茂町の環境美化全体を呼びかけながら、町民のモラルの向上を高めたいと、そういうことをずっと辛抱強くやっていきたいなど、このように考えております。

以上でございます。

○議長【藤枝善則君】 春藤康雄議員。

○10番【春藤康雄君】 前後しましたが、2番目の納税通知についての町長のご答弁を伺いたい。

○議長【藤枝善則君】 広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 納税通知につきましても、固定資産税の送付の中に、県外の人、町外の人にも含めて、固定資産税の切符を送付するときに、自分の土地の管理をしっかりとやってくれということをおっしゃると思いますが、これに対しても、うちは草刈り条例がありまして、全部の雑草とかそういうところは把握できております。しかし、町の固定

資産税の切符にはめるのでなしに、直接、町からのそういうお願いをしても、してくれる人としてくれない人がおる。しかし、特に冬場、雑草が多くなって、火事なんかの、ぼやなんかのいくんで、隣に家があったら大変なことになるので、消防とかの方と連携しまして、そういう方向に通知を出して、できる限り、町の方もその辺の対応策もとっておりますが、それも大きなモラルでございまして、本当にしていただきたいように地道にやっていくということで、固定資産税にわざわざはめんでも、抽出して、全部出ておりますので、また詳細はできるとは思いますが、そのように考えております。

以上です。

○議長【藤枝善則君】 今の質問は答弁漏れによりますので、1回なかったことにいたします。

春藤康雄議員。

○10番【春藤康雄君】 わかりました。どうもご答弁ありがとうございました。

私の主眼としてのポイ捨てのモラルについて申し上げて、一般質問を終わろうとしております。

私が思いますのは、ポイ捨ては人の目立ちにくい場所で行われやすいのですから、目立ちにくい場所、すなわち電柱とかU字溝、植え込み等の場所は、ごみ箱を適正に配置することも考えられると思います。

いずれにしても、ごみの発生場所を突きとめる策を考える必要があろうとも思っております。そして、町や道路を常にきれいにしておくことは、ポイ捨てを防止するには有効ではないでしょうか。そのためには、自分の家の周りを清掃するとか、また、各自治会内で話し合っ取り組むとか、ごみの持ち帰りキャンペーンを行うとか、また、特に、公園、広場等には、ごみを捨てる人よりも拾う人をふやそうという考えで、新たな取り組みもいいんじゃないでしょうか。

このようなことをご提案申し上げ、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、通告のありました7番、一森康雄議員にお願いいたします。7番、一森康雄議員。

○7番【一森康雄君】 皆さん、おはようございます。ただいま、議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

冒頭、議長の方からご挨拶にもありましたように、この一問一答方式になりまして2回

目、私としましては初めてのことでございますので、今までのやり方とはいささか違っておるなど、しっかり気をつけて頑張っていきたいと思っております。

それでは、通告をさせていただいております一般質問を行います。今回、私の通告してある部分は2問でございます。

まず、1番目の松茂農協の合併についてを質問させていただきたいと思っております。

戦後間もない昭和23年に発足以来、66年もの長きにわたりまして、松茂町農業の本丸として、本町農業の発展に寄与いたしております松茂農協が、来る平成27年4月に、鳴門市にございます大津農協との合併が決まったようでございますが、先般、これに先立ちまして仮調印式があり、この席に、広瀬町長も、県知事、鳴門市長とともに同席をされておりました。

そこで、以下の項目について質問をさせていただきます。

まず、第1番といたしまして、町はこの合併についてどのように理解をしているのか、お尋ねをいたします。

2番、JA松茂に対しての補助金はどのようになっているのか。これにつきましては、JA松茂の下部組織で、何々部会とか、町から支出をしております分も含みます。

3番目、JA松茂に対しての預金等はどうなっているのか。

続きまして、4番目でございます。各種税、水道、下水料金などの優遇措置はあるのかどうか。

5番といたしましては、合併後の取り組みはどのようにするのかをお尋ねいたします。県下のJAも数多く合併しておるようではございますが、同市内、同町内での合併がほとんどでございます。今回のような、行政区域をまたいでの合併は余り前例がございません。市・町ともに、それぞれに経済力の差があり、本町といたしまして、JA松茂に対してどのように取り組んでいくのかをお尋ねしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長【藤枝善則君】 吉成産業建設参事。

○産業建設参事【吉成 均君】 それでは、私の方から、一森議員ご質問の1点目、松茂農協の合併について町はどのように理解しているのか、2点目、現状、JAに対しての補助金はどのようになっているのか、それから4点目の、現状、JAに対しての税等の優遇はあるのかの質問の一部につきまして、ご答弁申し上げます。

里浦、大津、松茂の3JAは、地域の農業、農家の将来を見据え、JA合併に向けて、

平成23年1月から研究協議会を立ち上げ、研究・協議を行ってまいりました。平成26年2月にJA里浦が協議会から脱退いたしました。が、大津、松茂両JAは継続して協議を続けました。平成26年7月1日には、大津松茂農業協同組合合併予備契約調印式が執り行われ、現在、平成27年4月1日合併に向けて、準備を行っているところでございます。合併後の新組合の名称は、大津松茂農業協同組合で、鳴門市一円及び松茂町を組合の地区とし、新組合は、合併前のそれぞれの全部の事業を継承いたします。事務所は、当面の間、鳴門市大津町に本所を置き、支所を大津町と松茂町に置くというものでございます。

議員ご質問の1点目でございますが、町はどのように理解しているのかということでございますが、松茂地区、大津地区とも、甘藷、大根、レンコン、梨といった主力作物の販売金額が近年減少傾向にあり、農家所得も減少している現状があります。加えて、農家の高齢化、人口の減少などによる地域農業の担い手の減少や、販売、購買、預貯金などのJA主要事業の伸び悩みによるJA自身の弱体化が指摘されています。

合併いたしますと、平成24年度の数値で見ますと、主力品目の甘藷、レンコン、梨の販売額は県内1位となり、全国でもトップクラスの販売額となります。合併後の新組合では、ブランド力の一層の強化とさらなる発展、農家の所得向上などが重点目標とされております。JA松茂の「松茂美人」を代表とする既成ブランドの強化と農家の農業経営安定化は、町の農業振興に大きく寄与するものであり、合併後の新JAに大きく期待するものでございます。

2点目の、現状、JAに対しての補助金はどうなっているかのご質問につきましては、JA松茂に対する町の支出する補助金額は、平成25年度におきまして、松茂町特産物消費拡大事業に50万円、レンコン褐斑病防除畦畔焼却の事業に4万5千円、徳島県の補助事業「とくしま明日の農林水産業づくり事業」として、JAトラック購入に、県が事業費の10分の4の210万円、町が事業費の10分の1の52万5千円を支出しております。

そのほかでは、「とくしま明日の農林水産業づくり事業」で、県の補助金といたしまして、レンコンの太陽光熱消毒事業に34万7千円、「飛び出す」ブランド産地育成事業で、JA職員研修に7万5千円の支援をしております。また、JAが事務局をしております団体といたしまして、松茂農研クラブに4万5千円の補助を行っております。そのほかに、JAが事務局をしていない農業関係の団体等への補助金といたしまして、ファームレディース松茂に18万円、松茂農業者連絡協議会へ21万円の補助をいたしております。

それから、4番目の質問の中で、JAに対して、水道料金及び下水道料金の優遇措置は

あるのかとのご質問でございますが、水道料金、下水道料金とも、JAに対する優遇措置はございませんので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長【藤枝善則君】 森総務参事。

○総務参事【森 一美君】 それでは、一森議員の3点目、現状、JAに対しての預金等、及び4点目の、現状、JAに対しての税等の優遇制度についてご答弁をさせていただきます。

まず、松茂農業協同組合に対します預金に関しましては、総額で9億4,235万930円でございます。内訳といたしましては、一般会計で、財政調整基金において4件で2億7,669万3千円、生活環境整備基金において2件で1億5,614万6千円、騒音対策基金において1件で1億5千万円、臨海型廃棄物処分場対策基金において2件で5,437万1千円、一般会計余裕金において定期預金で1件で5千万円の、合わせて6億8,721万円でございます。

その他、国民健康保険特別会計では、財政調整基金において1件で834万4,631円、水道特別会計では、建設改良積立金及び減債基金において2億4,679万6,299円となっております。

農協合併後の預金につきましても、引き続き、定期預金利率等を勘案しながら行ってまいりたいと考えております。

次に、借入金でございますが、松茂農業協同組合からの借入金は、一般会計において、地方債3件で、借入金の合計は1億4,490万円で、平成25年度末未償還額は3,562万4,716円となっております。

次に、ご質問の4点目、現状、JAに対しての税等の優遇制度についてご答弁をさせていただきます。

町税に関しましては、固定資産税につきまして、地方税法の規定により、非課税及び課税標準の特例がございます。

まず、地方税法第348条第4項の規定により、農業協同組合法による組合が所有し、かつ使用する事務所及び倉庫につきましては、非課税としております。

また、同法348条第2項第11号の3の規定により、農業協同組合法による、組合が所有し、かつ経営する病院及び療養所に供する固定資産税についても非課税となります。

次に、課税標準の特例につきましては、同法第349条の3第4項の規定により、農業

協同組合が取得した共同利用施設で、共同利用する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準額について、当初の3年分について、価格の2分の1とする特例の適用がございます。

以上で、JAに対しての預貯金等及び税等の優遇措置のご答弁とさせていただきます。

○議長【藤枝善則君】 広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 5番目について、私の方から答弁をしてみたいと思います。

ご承知のとおり、大津、松茂、4月1日を目指して本合併に取り組んでおるところでございます。行政区域が鳴門市と松茂町になるということで、それで1つの組合を支援していきたいということになっておりますが、私の聞いておるところによりますと、今のところは、当面、今の形態を続けながら、松茂は松茂、大津は大津の農協でやっていくという考えであるそうでございます。

特に松茂は、農協、または農協を通じて、農家のために補助金をずっと出しております。聞いてみますと、北島町とか板野町は農協には補助金を出しておらんそうでございますし、鳴門市は、私自身は知りませんが、例えば、地盤沈下事業に対しても、個人負担が6%ありました。これも松茂は町が6%全部を負担をしております。鳴門市につきましては、これを聞いて、農家の方が「どないぞ全部出してくれ」と言うたそうでございますが、それも、3%出して、3%は地元負担ということで、松茂は厚い支援をしておると私自身は考えております。

今後、一市一町の2つの行政区域が支援をしていくということで、特に補助金の問題に対して、私自身は、できたら今の補助金の枠をもって、農家の人、農協に応援を、支援をしていきたいという考えでございますが、これも鳴門市とJAの3者で今後の協議をしてみたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長【藤枝善則君】 一森康雄議員。

○7番【一森康雄君】 数多くの調査をしていただきまして、ありがとうございました。5番目の町長からの今後の取り組みということで、以前からも本町はJA松茂に対して補助、農家にもそれぞれの補助、厚い助成ができておるようであります。これは、本町の重要産業であります農業発展のために非常によいことだと思います。これからもそれに変わらず、合併後もその方針を続けていくと、こういうお答えだったと思います。

(「3者で協議して」の声あり)

○7番【一森康雄君】 何か注釈が入ったようで、3者で協議していくとこういう、基

本的には意味合いはわかっております。

そこで、ちょっと余談になるんですが、JA松茂におきまして、合併を機会としまして、町内西部地区の方で新しい選果場をつくるような話が出ておるようであります。こういう場合は、先ほどの町長の答弁で同様に対処していくというふうに理解してもいいんでしょうか。

○議長【藤枝善則君】 質問、2問目はそれでよろしいですか。

○7番【一森康雄君】 はい。

○議長【藤枝善則君】 広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 私が先ほど申しましたように、まだ私自身が正式に農協からそういうことは聞いておりません。そのときに、いつのときになるかわかりませんが、町として、今の継続してずっといけるときであれば、そういう方向で町としても検討してみたいし、遅れたときには、町とJA、また鳴門市と、どういう補助の仕方をしていくかということを決めたうちで対応の仕方を考えてみたいと、このように考えております。

○議長【藤枝善則君】 一森康雄議員。

○7番【一森康雄君】 私の意図するところとよく似ておるような答えをいただいたので、この質問に関しては置きます。

続きまして、2問目でございます。空き家対策についてという形で通告をさせていただいております。

今、全国的に空き家がふえているようでございます。総務省におきまして、13年度10月の調査によりますと、この空き家の数は全国で318万戸、住宅総数における割合は13.5%、過去最高を更新しており、本県におきましても17.6%、全国4位の高水準となっております。

さらに、前回の調査と比べ、1.7%上昇しております。このように空き家がふえ続けると、景観の悪化や老朽化による倒壊、また、いつ起こるかもしれない地震等の災害が起こった場合、避難路を塞ぐ危険性もございます。何かの対策を講じなければならないと、このように考えております。

そこで、本町の現状はどうなっているのか、お尋ねいたします。

2問目でございますが、全国で350を超える自治体が、適正管理を求める条例を制定するなど、対策に乗り出しております。本町におきましても管理条例を定めてはいかがか、このようにお尋ねをいたしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 吉成産業建設参事。

○産業建設参事【吉成 均君】 それでは、私の方から一森議員のご質問についてご答弁申し上げます。

1点目の本町の現状はどうなっているかのご質問でございますが、総務省により実施された平成25年住宅・土地統計調査の速報による結果が7月29日に公表されまして、徳島県の空き家の率は17.6%となっております。市町村単位のデータにつきましては11月ごろに公表される予定と聞いておりますので、公表され次第、ご報告させていただきますと思います。

管理が不十分な空き家が放置されますと、老朽化による倒壊の恐れ、犯罪、草木等の繁茂、火災の発生等が予想され、良好な生活環境が損なわれる恐れがあります。本町の現状といたしまして、管理が不完全な空き家が町内に何戸あるかにつきましては、全体の戸数は把握いたしておりません。

現在は、町民の方から、管理が不完全な空き家等について、情報提供をいただいているところでございます。例えば、草木等の繁茂による周囲の生活環境の悪化や不特定者の侵入による犯罪の恐れがある場合などがございます。

平成25年度におきまして、空き家の庭に雑草や草木が繁茂しているので対策をとってほしいとの要望が4戸、不特定者の侵入があるとの情報が1戸ございました。倒壊の恐れがあり、地震時に避難路を塞ぐ可能性のある建物につきましては、現在、町が把握しておりますのが2戸でございます。

2点目の、管理条例を定めてはどうかのご質問でございますが、先ほど申し上げました、管理が不完全な状態にある空き家等につきまして、情報提供があった場合には、それぞれの担当課が所有者や関係者の方にご連絡し、速やかな対応をお願いしているところでございます。

しかし、議員ご指摘のとおり、空き家は防犯や景観上の問題も多々ございます。大地震の発生時には、倒壊して道路を塞ぎ、避難の妨げになるなど、防災面での課題はより重要なものと認識いたしております。

そのため、倒壊すれば前面道路を2分の1以上閉塞する恐れがある老朽危険空き家の除却を、国の制度を利用いたしまして支援することが有効な手段であると考えております。現行の税制度では、撤去費用が大幅に減額になっても、宅地への課税特例が適用されなく

なり、ほとんどの場合、固定資産税が上昇することになります。これに対し、現在、国において、危険と判断した空き家に対する税制度の見直しを進めているところですので、国の動向を見守りながら、老朽危険空き家の撤去支援の補助制度の策定につきまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

現在の段階では、管理条例の策定ではなく、補助制度の策定を検討することによりまして、老朽危険空き家の対策を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長【藤枝善則君】 一森康雄議員。

○7番【一森康雄君】 再問したいと思います。

空き家の件に関して、総務省の10月に発表のある数字をもって言いますと、こういう答弁だったと思うんです。それで、今日現在では、町としてはまだ把握してないと、こういう話で、これが、今が9月で、来月の話で進んで、それで十分であろうと思うんです。

これにつきまして、先ほども答弁いただきました中で、老朽化しておる建物をそのまま置いといたら、固定資産税云々の兼ね合いがあつて、それを残しておると、こういう話で、これもある意味理解はできるんですが、国の方もいろいろそれに対して流れを変えていっておると。今日の日経新聞に農地の分で入っておりましたが、耕作放棄地と一般農地の固定資産税を変えようかと、こういうふうな流れになってきておるので、空き家に対しても、空き家をのけて、そのように固定資産税の見直しをする、これが近い将来はできるんであろうと思うんですが。

やはり、そういう流れがありましても、地震というものはいつ起きるかもわかりません。地震と津波、当然、セットになって起きる可能性があります。広瀬町長も常々申されております。大地震があつても、1人も犠牲者を出さない強い松茂町をつくると、こういうふうに申されておりますので、この一環としまして、やはり、老朽化した住宅を、行政が持ち主に対して働きかけができるように、何がしか、条例とかそういうものに取り組んでいくべきでなかろうか、これも始めてすぐにできるわけではございません、当然期間もかかりますので、早目に取り組むべきでなかろうかなと、このように思っておりますので、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長【藤枝善則君】 広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 おっしゃるとおり、地震・津波に対応して、要するに逃げ道を

塞いでしまう住宅、家屋がある、そういう場合には、特に取り除いて、速やかに避難ができるようにするというのが一番だろうと思います。私もそのように思っております。

条例で縛ってさせるか、町の方から、まだ戸数が少ないので、直接本人に会って、事情をしっかりと話をして対応してもらおうかということに今はかかっております。そういう面で、税金の問題とか補助金の問題、これもしっかり話していけるとと思いますので、これが、少ないんじゃないしに、100も150もあつたら、職員が対応していくというのは難しいので、条例をこしらえて、やはり、条例に基づいてやっていかないと仕方ないと思うんですけど、今の段階では、条例をつくらなくても、松茂の職員で対応はできると私自身は考えておりますので、そういうことで対応させていただき、ひざを突き合わせて、危険性とかそういうものをしっかりと話をしながらやっていきたいと。

条例をつくるのは、これは議会が「はい」と言ってくれたらすぐにできるんです。つくるだけは早いんですけど、やはり、そういうことももって対応していきたいと、私自身、そう考えておりますので、ご理解のほど、お願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 一森康雄議員。

○7番【一森康雄君】 これは質問でございませぬ。締めの話に持っていきます。

条例をつくってはどうかという話を私が提案しましたが、答えとしまして、戸数が少ないので、直接、町行政がその人と話をしながら、ひざを突き合わせて、話を前へ進めていく、この方がええのは分かっております。まずはそういう基本方針で、今現在は取り組んでもらって十分と思います。

だけど、長い将来のことを思いましたら、これはやはりぼちぼち手をつけるのがいいのではないかなという別の意味もございませぬ。これは1つの話として置いておきます。

以上で私の質問を置きます。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、通告のありました5番、佐藤富男議員にお願いいたします。5番、佐藤富男議員。

○5番【佐藤富男君】 それでは、議長の許可がありましたので、一般質問をいたします。

まず、最初に、迷惑防止条例の制定についてを質問いたします。

近ごろ、飼い主のモラルの低下によりまして、公園、町道、農地等に、犬の糞の放置、または猫による糞、鳴き声等による迷惑が発生しております。

私のところも犬も飼っております。町道広島13号線、ちょうど役場の西側の交差点か

ら旧吉野川の堤防までの間ですけれども、毎朝散歩しております。その間に、大きな文字で、「犬に糞させないで」と、下に小さな文字で「各自処理してください。松茂町」と書いてあるんですが、そういう看板が3箇所あります。ひどいときには、その看板の基礎のコンクリートといいますか、その上に大盛りを放置して帰るモラルのない人もいます。

私も散歩のときに、ビニールの小袋、これでございますが、これは100円ショップで、60枚が100円だから、108円ぐらいです、こういうのを持って、あと、移植ゴテも持って行ってます。毎朝、袋にいっぱい、半年ほど持ち帰りました。放置した人が、「あれっ、きのうしたのに今日はないな」と気づいてくれるかなと思って持ち帰ってみましたけども、全然改善はされませんでした。

徳島県には、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例というのがあります。飼い主の遵守事項について、第6条の3項に、「動物が道路、公園、広場その他の公共の場所又は他人の土地、建物その他の財産を不潔にし、又は損傷しないようにすること」と書いてあります。「動物」と書いてあります。動物ということは、犬・猫もその中に含まれていると思います。

次に、犬の飼い主の遵守事項として、第7条の2項に、犬の飼い主は、「犬が道路、公園、広場その他の公共の場所においてふんを排せつした場合には、直ちに、当該ふんをその場所から除去すること」、犬は登録制度がありまして、狂犬病の接種も義務づけられています。散歩はリードをつけていきたいと思いますとあるが、猫にはついておりません。町内で飼育されている犬の頭数、猫の頭数は把握できているのか、聞いておきます。犬の場合は登録制度があり、狂犬病の接種があったり、ほぼ把握できていると思いますが、猫の場合は把握できていますか。

私の近所の家で、リードをつけて猫を散歩させている家があります。昔は公園に砂場があったんですけども、その砂場は小さな子どもが遊んでいるのがよく見かけられましたが、猫が糞をするということで、公園の砂場が撤去されています。町道広島13号線は小学生の通学道路になっております。糞は風雨にさらされ、やがて、飛散もするでしょう。子どもの健康被害も発生するかもしれません。そこで、飼い犬条例、飼い猫条例を制定し、美しい環境の松茂町をつくりませんか。

以上です。

○議長【藤枝善則君】 吉成産業建設参事。

○産業建設参事【吉成 均君】 それでは、私の方から佐藤議員のご質問についてご答

弁申し上げます。

現在、公共の場所への犬・猫の糞の放置や鳴き声の迷惑な事例などがございます。町といたしましては、その取り組みとして、従来から、飼い主のモラル向上のため、犬・猫等、動物を飼育している方に対しまして、「広報まつしげ」、防災行政無線、ホームページ、立て看板の設置等の啓蒙活動を行うとともに、地域自治会各関係者のご協力をいただきながら、美しいまちづくり活動を行い、糞害等のペットの迷惑行為防止に努めているところでございます。実績といたしましては、平成25年度において、「広報まつしげ」掲載年3回、無線広報年19回、犬の糞害防止看板を町内約90箇所に設置しております。

議員がおっしゃるとおり、国では、動物の愛護及び管理に関する法律、県では、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例において、動物の飼い方について、人に迷惑のかからないよう規定されております。松茂町におきましても、条例を制定してはどうかというご提案でございますけれども、県内24市町村のうち、11市町村に犬・猫の糞害防止の条例が制定されております。うち、9市町村で罰則規定がございますが、十分な成果は見られないというのが現状でございます。

町といたしましては、これまでの広報等による啓蒙・啓発活動をさらに強化するとともに、不幸ななら犬・猫をふやさないための去勢補助金活用の普及、さらに、糞は散歩のときは持ち帰る、糞は新聞紙等にくるんで燃やせるごみの日に出すなど、ペットの糞の処理方法についても広報周知に努めてまいりたいと考えております。

美しいまちづくり活動の地域の皆様方のご理解とご協力のもと、ペットの飼い主のモラル向上にどのような取り組みが最も有効で効果的なのか、今後ともご意見をいただきながら、推進してまいりたいと考えております。

なお、先ほどご質問のありました、犬・猫の頭数につきまして、犬の頭数については把握できておりますが、猫については把握の方法がございませんので、数字等は持ち合わせておりません。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 佐藤富男議員。

○5番【佐藤富男君】 迷惑防止条例をつくっても余り効果がないというようなご返答でございましたけど、松茂町の犬に対する注意看板ですけども、調べてみると、税込みで約1万円するそうです。北島町に設置してるプラスチックで立てたやつなんですけども、これは100枚単位で注文するそうですが、1枚、心棒も入れて1,100円ぐらいらし

いです。

きのう、ちょうど来たときに、きのうだったと思うんやけど、丸須の方の人が来て、こうだから看板を置いてくれというような話をしてました。隣で聞いておりましたけども。看板を多く立てればそういう糞害がなくなるということではないですけども、多に越したことはないのかなとも思います。

看板の文面ですけども、犬なんかはリードをつけて散歩してるのに、わざわざ糞をさせるために散歩しているわけなんです。先ほども言いましたけども、「犬に糞させないでください」というのはちょっとおかしいんじゃないかと。看板の文字は「犬の糞は各自で処理してください。松茂町」がいいんじゃないかと思います。どうですか。

○議長【藤枝善則君】 吉成産業建設参事。

○産業建設参事【吉成 均君】 それでは、佐藤議員の再問にお答えいたします。

現在、町内に設置の犬のマナー看板につきましては、消費税抜きで1枚9千円で製作をいたしております。現在のものよりも安価で設置がしやすいものがあれば、導入を検討してまいりたいと考えております。

それから、犬の看板の内容でございますが、犬の飼い主の方々には、糞はなるべく散歩のときにさせずに、自宅でさせるようにしつけるのが一番でございますが、散歩中に糞をしてしまった場合は、ビニール袋等に入れて持ち帰り、新聞紙等にくるんで燃やせるごみの日に出してくださいというようにお願いをしております。看板に「犬に糞させないで」とありますのは、飼い主の方々には、犬が糞をしたらお持ち帰りくださいという意味ではございますが、きちんと伝わるように、内容を検討いたしまして、今後の製作分から順次対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 佐藤富男議員。

○5番【佐藤富男君】 最初に質問しましたときに、県内でも24市町村のうち11市町村に条例が制定されておりますが、余り効果がないということで、条例は制定しませんということでしたけども、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例というのがあるんですが、今後、これを町民に対してどのように周知していくか、再度、説明をお願いします。

○議長【藤枝善則君】 吉成産業建設参事。

○産業建設参事【吉成 均君】 それでは、佐藤議員の再問にお答えさせていただきます。

ペットの動物の飼い方の周知をさらに徹底すべきではないかというご質問でございますが、飼い主のモラルの向上を図るため、今後も広報等を活用いたしまして、防災行政無線の回数をふやしますとか、それから、ホームページに載せるとか、「広報まつしげ」に載せるとか、そういう広報を利用いたしまして、また、先ほどにも申しましたが、糞の処理方法も含めて、飼い方について周知を強化してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長【藤枝善則君】 佐藤富男議員。

○5番【佐藤富男君】 答弁、ありがとうございました。

ここで町長のお考えを一度聞きたいと思います。

○議長【藤枝善則君】 広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 私も今参事が申したとおりの考え方でございます。国の法律と県の条例もありますので、飼い主というのはどういうふうにしたらいいか、ペットをかわいがるといことは、やっぱり最後のことまで社会に迷惑をかけない方向でやっていただけるように、しっかりとモラルの向上を高めていきたいと。春藤議員のご質問のごみの件と一緒に考え方でやっていきたいと考えております。

特に、私の近くに広場があるのですが、犬を連れ込まないようにということも全部書いてあるんですけど、抱いて連れ込んでそこでしておく、大人の方がございます。そこには、子どもたちがはだして走ってもいいように、管理もしっかりとしておりますが、掃除をし、芝を刈ったりするときには、犬の糞が大分あるそうでございますので、やはり、飼い主のモラルを守っていただきたいと、そのように考えて、その方面でしっかりと指導もしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解のほど、お願いします。

○議長【藤枝善則君】 佐藤富男議員。これで最後でございますので、ご留意願います。

○5番【佐藤富男君】 以上で迷惑防止条例の制定についての質問を終わります。

次に、通告しています空き地の管理についてを質問したいと思います。

一部、春藤康雄議員と一森康雄議員の質問と重なる場合もあると思いますが、よろしくお願いたします。

松茂町は、松茂町あき地等の環境保持に関する条例を定めています。趣旨としまして、空き地等に、雑草またはこれに類する灌木もしくは枯草が放置されて、火災及び害虫の発生等、不良状態となり、清潔な生活環境を保持することが困難となる状況を鑑み、快適な

生活環境づくりを、全ての関係者の協力により実現を図るための基本的な事項を定めるものとするということなんです。

定義として、2条の2に「あき地の『不良状態』とは、雑草等が繁茂しているため火災や交通の支障、病虫害発生、ごみの不法投棄等清潔な生活環境を阻害する状態をいう」と。空き地の所有者は、5月から9月の間に除草を1回、10月から12月の間に除草を1回実施しなさいと書いてあります。町長は、所有者が除草の作業を施行しないため、空き地が不良状態であると認めたときは所有者に対し除草を行う等の措置を指示するものとするという、これ、一部、抜粋ですけども。その後に、あき地等の環境保持に関する条例施行規則というのがあります。「町長は、毎年あき地等の調査を行い、あき地等調査台帳を整備するものとする」と、これがあります。不良状態であると認めたときは、所有者に対し、除草を行う等の措置をしていますかという、効果はどうですかというので、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長【藤枝善則君】 吉成産業建設参事。

○産業建設参事【吉成 均君】 それでは、佐藤議員のご質問についてご答弁申し上げます。

松茂町内の空き地の管理についてでございますが、松茂町あき地等の環境保持に関する条例におきまして、第4条に「あき地が不良状態とならないよう管理について所有者に必要な指導助言をすることができる」、第5条に「あき地が不良状態であると認めたときは、所有者に対し除草を行う等の措置を指示するものとする」と規定されております。この条例に罰則規定はございません。なお、この条例の施行規則では、「あき地等の不良状態は、雑草等が繁茂し、火災や交通の支障、病虫害発生、ちり等の不法投棄等生活環境を阻害する状態であり、雑草の高さ90センチメートル程度以上又は6か月以上管理をしていない状態」を基準としております。

こうした空き地の適正管理に関する条例は、環境保全条例の中に規定しているものも含めまして、県内で、24市町村のうち、8市町村で制定されておりますが、いずれも条例内に罰則規定はございません。

町では、雑草繁茂の場所について、町民の方から情報提供があったり、環境パトロールによって発見したりしますと、現地確認を行います。その結果、空き地を不良状態と認めた場合には、除草の指導助言、さらには指示を郵送で行います。ここで所有者が自ら刈り取りできない場合には、所有者からの委託を受けて、町が刈り取りを行うこともできます。

実績といたしまして、平成25年度において、通知45件、うち、雑草刈り取りに応じて完了したものは13件、平成26年度では、8月末現在で、通知48件、うち、刈り取り完了したものは19件であります。年によって通知件数は変動しておりますが、通知件数も近年増加しております、刈り取り指示に応じていただいたものも増加しております。農地の耕作放棄地も含めて、秋から冬、放置された空き地の雑草は、確かに火災の危険がございます。板野東部消防署と協力を行って、指導してまいりたいと考えております。

今後は、空き地が不良状態とならないよう、町内の環境パトロールを強化して、不良状態となる可能性のある土地の発見に努め、不良状態となる可能性のある土地の所有者に対しては、指導助言を積極的に働きかけ、不良状態の空き地の発生を防止するよう努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 佐藤富男議員。

○5番【佐藤富男君】 答弁ありがとうございました。

答弁の中に、土地所有者に対し、除草の指示を郵送で行いますということなんですけども、町外に住んでる人には郵送でも仕方ないと思いますけども、町内の所有者がどの程度の件数あるかはわかりませんが、持って行って、直接持ち主に除草の指示を渡して、口頭で「お願いします」と。郵便物だったら、こんなのが来たなど、ポイと放られたらしまいと思います。件数にもよりますが、町内の所有者には直接除草の指示を渡してはどうですかと、それを聞いておきます。

○議長【藤枝善則君】 吉成産業建設参事。

○産業建設参事【吉成均君】 それでは、佐藤議員の再問にお答えいたします。

不良状態と認めた空き地には、除草の依頼を、土地の所有者に対しまして、町内外を問わず、文書を郵送で送っております。その結果、多くの所有者には除草処理をしていただいております。除草処理に応じていただけない場合には、電話での指導や戸別訪問をして対応する場合もございます。町民からの情報提供がございましたら、状況に応じて、個別訪問、あるいは口頭によるお願いも含めまして、今後とも対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 佐藤富男議員。

○5番【佐藤富男君】 答弁ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長【藤枝善則君】 以上で通告による一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

都合により、11時30分まで休憩いたします。

午前11時22分小休

午前11時30分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

日程第2、議案第37号「松茂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」から、日程第11、議案第46号「平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第1号）」まで、議案10件を一括して議題といたします。

以上、議案10件につきましては、各委員会に付託いたしたいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案10件については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、議案10件については、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午前11時32分小休

午前11時33分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【古川和之君】 失礼します。ただいま配付いたしました議案付託表をごらんください。

総務常任委員会。

議案第40号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第2号）（所管分）

以上が、総務常任委員会に付託する議案でございます。

続きまして、産業建設常任委員会。

議案第40号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第2号）（所管分）

議案第44号 平成26年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 平成26年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第1号）

以上が、産業建設常任委員会に付託する議案でございます。

最後に、教育民生常任委員会。

議案第37号 松茂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

議案第38号 松茂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第39号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例

議案第40号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第2号）（所管分）

議案第41号 平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第42号 平成26年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第43号 平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

以上が、教育民生常任委員会に付託する議案でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会におきましてそのように案を決定していただいたわけでございますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第46号までの各議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について事務局より説明いたします。

○議会事務局長【古川和之君】 失礼します。ただいまの議案付託表の裏面の方をご覧ください。常任委員会の日程表でございます。開催場所が、松茂町役場、301委員会室で行います。

教育民生常任委員会、9月12日、金曜日、午前10時から。

産業建設常任委員会、同じく9月12日、金曜日、午後1時30分から。

総務常任委員会、9月12日、金曜日、午後3時から開会いたしますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長【藤枝善則君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日9月11日から9月18日までの8日間は、委員会審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、明日9月11日から9月18日までの8日間は、休会と決定いたしました。

次回は、9月19日、午後1時30分から再開いたします。

本日は、これで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時37分散会